

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

氏名：

住所又は居所：

〒

TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第36条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知の文書番号：国環研第 号 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求に係る趣旨及び理由 (できるだけ具体的に記載してください。)	趣旨： 1 法第3条の規定に違反して保有されているので、当該保有個人情報の（利用の停止・消去）を請求する。 2 法第5条の規定に違反して取得されたので、当該保有個人情報の（利用の停止・消去）を請求する。 3 法第9条第1項及び第2項の規定に違反して取得されたので、当該保有個人情報の（利用の停止・消去）を請求する。 4 法第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されたので、当該保有個人情報の提供の停止を請求する。 理由：

ア 開示請求者： 1 本人 2 法定代理人
イ 請求者本人確認書類： 1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 4 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合のみ記載してください。) (ア) 本人の状況 1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人（ふりがな） (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類： 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）

「保有個人情報利用停止請求書」(裏面)

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名」「住所又は居所」

利用停止請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

なお、法定代理人による請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①～③ に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは、次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第21条3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第2号)

③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第27条第3号)

4 「利用停止を請求する趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

該当する番号を○で囲み、さらに1から3に該当する場合は、利用の停止又は消去のいずれかを○で囲んでください。

(2) 利用停止請求の理由

利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ具体的に記入してください。なお、本欄に記載しきれない場合には本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 「利用停止請求の期限について」

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないことになっています。

<本人確認書類等>

(1) 研究所窓口来所による利用停止請求の場合

研究所窓口に来所して利用停止請求を行う場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認の書類の提示・提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求を行うときは、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求前30日以内に作成されたものに限り)を同封してください。住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等の欄」は、法定代理人が本人に代わって利用停止請求を行う場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

<送付・お問い合わせ先>

国立研究開発法人国立環境研究所 総務課「個人情報保護窓口」

住所: 〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

電話: 029(850)2025